

南 相 馬 都 市 計 画 図



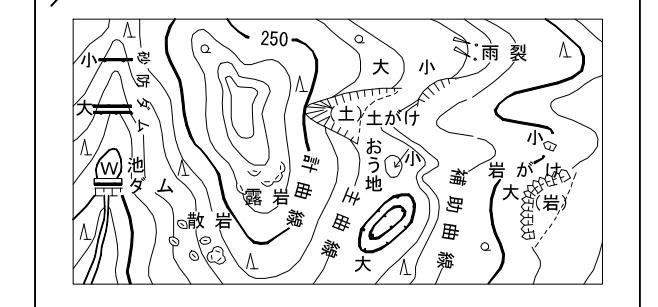
		54-1
53-3	53-4	54-3

記 号

	建 物	△ 37.2	三 角 点
	堅 牢 な 建 物	● 29.62	水 準 点
		● 42.3	多 角 点 以 及 様 子 点 を 有 する 基 礎 点 等
	堅 牢 な 附 設 舎	● 35.6	(三 角 点)
		● 29.72	公 共 基 準 点 (水 準 点)
	無 設 舎		電 子 基 準 点
		● 22.3	標 高 を 有 し な い 標 記 を 施 測 点 に よ る 標 高 点
		● 15.6	

[illegible][illegible]

日	田	△	草畑園	▽	園	庭
日		△		▽		
▽	畑	△	その他の 草木畑	山	山	荒 地
▽				(山)		
▽	きとろ きび畑	—	芝 地	▽		はい松地
▽		—				
▽	パイナ プル畑	△	広 敷 林	▽		しの地
▽		△		▽		
▽	桑 畑	△	針 葉 林	▽		ゆし科 樹林
		△		▽		
△	茶 畑	▽	竹 林	▽	△	湿 地



座標系は平成14年国土交通省告示第9号の規定による第Ⅱ座標系
投影は横メルカトル図法
図郭に表示してある座標値はキロメートル単位
方格は0.5キロメートル間隔
高さの基準は東京湾の平均海面
等高線の間隔は2メートル
平面直角座標値は、世界測地系(2011)による

IX-DG 53-2

平成 24 年測量 撮 影 平成 23 年 11 月
撮 影 平成 24 年 1 月

1:2,500

「この測量成果は、国土地理院長の承認を得て
同院所管の測量成果を使用して得たものである
(承認番号) 平26 東公 第310号」

計 画 機 関	南 相 馬 市
作 業 機 関	国 際 航 業 株 式 会 社
	許 可 な く 模 製 を 禁 ず る。